

佐久穂町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年7月

佐久穂町通学路安全推進会議

1. 目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

佐久穂町では、平成27年4月に3小学校、2中学校が統合し、佐久穂小・中学校が開校しました。新たな通学路が設定されるなど環境も変化し、児童生徒の通学路の更なる安全確保が求められています。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「佐久穂町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

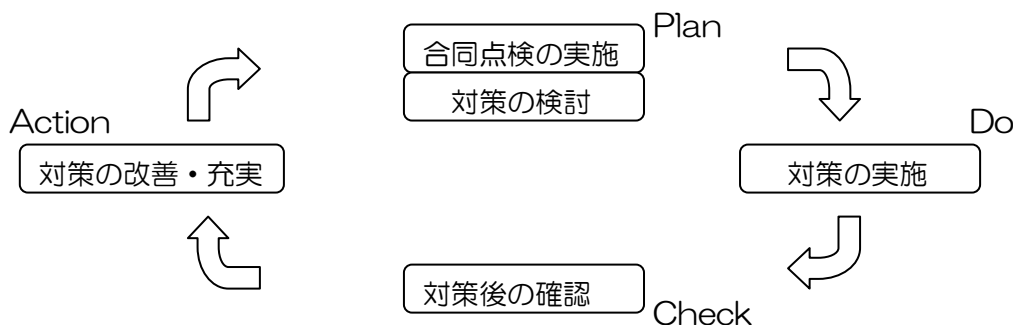
- 佐久警察署
- 佐久穂町区長会
- 佐久穂小学校
- 佐久穂中学校
- 佐久穂町総務課
- 佐久穂町建設課
- 長野県佐久建設事務所
- 佐久穂町交通安全協会
- 佐久穂小学校PTA
- 佐久穂中学校PTA
- 佐久穂町総合政策課
- 佐久穂町教育委員会

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検するとともに、対策実施後の確認も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検

- P T Aによる要望等により危険箇所を把握するほか、必要に応じて合同点検を実施します。
- 効果的、効率的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定します。

(3) 対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策後の確認・改善・充実

- 対策実施後も、合同点検等で確認を行い、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- 点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。